

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和5年3月3日（金）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 10 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

第 3 議案 第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和5年3月3日(金)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 14名

会長(議長) 14番 杉山 篤勇

委員 1番 稗苗 史絵 2番 小坂 義則

3番 宮坂 博一 4番 佐々木 隆

5番 住田 賀津彦 6番 関口 卓司

7番 大崎 章博 8番 金坂 隆男

9番 高橋 順子 10番 松田 治之

11番 北田 直喜 12番 谷越 彦茂

13番 石坂 誠一

5. 総会に欠席した農業委員の数 0名

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 0名

7. 議事録署名委員

1番 稗苗 史絵 2番 小坂 義則

8. 総会に出席した職員

事務局長 矢野 道宝 主査 本田 陽一

主事 小川 聡志 主事 小林 智樹

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和4年度3月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、1番稗苗委員、2番小坂委員をお願いいたします。

議案第10号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定

について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第10号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は2件2筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が1,412 m²です。

【議案第10号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

13番： 事務局から説明のあった通り。県道の拡張工事によって、家が見えるようになり、木を植えた。木を植えると畑をするのも都合が悪くなり、畑をやめて現在に至る。いつ頃このようになったか申請人も覚えていない。原状回復もまず無理で、面積もわずかであるので、問題ないと思います。

7番： 事務局の説明もあったが、約35年前に土地計画整備事業で整備された住宅地である。今まで田んぼをやってきたが、申請者も高齢になり、申請を出された。生産組合の承認もあるので、承認いただければと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

14番： 申請人は以前、持っていたアパートを売却されたと思うが、またアパートを建てるのか。

7 番： それを聞かれてもわからないが、次の世代に農地を残すのではなく、と判断されたのでしょうか。

議 長： このほかに意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議 長： 異議が無いようですので、議案第10号は意見決定いたします。

議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案11号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は全9件、22筆、37,801 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議 長： 異議が無いようですので、議案第11号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農振除外（令和5年1月受付分）について
・令和5年度農業委員会総会の日程について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時19分】

【別添】

農地法第4条調査書

議案第10号 受付番号1番

申請者		作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（1ha）の一団の農地の区域内にあることから第2種農地（その他2種）と判断します。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし（集落接続）です。	
転用目的	申請地は住宅敷地の一部として昭和50年代から利用しており、現在は歩道からの目隠しのため植栽しておりますが、このたび私有地の整理を行いこれを相違の是正します。	
資力及び信用	申請者は、農地でありなが住宅敷地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地拡張のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は住宅敷地の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう十分に配慮されます。 雨水排水については自然地下浸透とし、生活雑排水については発生しないため、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第4条調査書

議案第10号 受付番号2番

申請者		作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法上の用途地域内（第一種中高層住居専用地域）に位置していることから、農地区分は第3種農地と判断します。転用許可基準は原則許可となります。	
転用目的	申請地は、駅から約200mに位置し、周囲を住宅地に囲まれた立地条件のよい場所であるため、16戸のアパートを建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に無断転用していたことを反省しております。必要な資金については自己資金および借入金でまかなう計画ではありますが、残高証明及び融資証明が添付されており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は共同住宅敷地の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう十分に配慮されます。 雨水排水については近くの側溝へ放流し、生活雑排水については公共下水道施設を利用しており、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		